

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	農山漁村被災者受入円滑化支援事業				担当部局庁		農村振興局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度	平成23年度～				担当課室		農村政策部中山間地域振興課		中山間地域振興課長 小林 厚司		
会計区分	一般会計				施策名		⑪農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全				
根拠法令	食料・農業・農村基本法第35条				関係する計画、通知等		食料・農業・農村基本計画(平成22年3月閣議決定) 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月閣議決定)				
事業の目的	東日本大震災の被災農家等が、他の地域へ移転し、当該地域において営農活動等を行うことを希望する場合に、その円滑かつ的確な実現を図るために必要な、受入れ可能な農山漁村に関する諸情報の提供、受入れ可能な地域とのマッチングの促進等の支援を行うことにより、被災農家等を支援するとともに、受入地域の農林漁業資源の活用等による地域活性化に資する。										
事業概要	現在、農林水産省では、被災地から他の地域への移転を行わざるを得ない被災農家等に対し、都道府県、農林水産業関係団体等の協力の下、「農山漁村被災者受入れ情報システム」により、農山漁村における農地、雇用及び住まい等に関する受入情報を提供しているところであるが、被災地から他の地域への移転を希望する被災農家等が増加する可能性があることを踏まえ、受入れ可能な農山漁村地域との適切なマッチングや、被災農家等の意向を踏まえた円滑な移転を進めるため、マッチング推進のための事前調整・説明会の開催、被災農家等の意向確認、移転する場合の事前現地調査等の支援を実施する。(補助率:定額)										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位:百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	-		-		-		193		193		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
				23年度	(25年度)						
	本事業を活用して被災地域から移転した農家の離農率		%	全国平均(10%)以下	全国平均(10%)以下		被災地域から移転する農家数		世帯	() 約1,200	
単位当たりコスト	160(千円/世帯)				算出根拠		193百万円/1,200世帯(移転が想定される農家数)				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						復興の基本方針において「被災者の生活再建に当たり、(中略)生業や就業の回復による生活資金の継続的確保、(中略)等各個人・世帯の生活全般にわたる生活再建をきめ細かく支援していくための具体的な取組方策について検討する」とされていること等を踏まえ、被災農家等が他の地域へ移転する場合の支援を行うものである。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						東日本大震災により甚大な被害を受けた地域では、当該地域から他の地域へ移転し、当該地域で営農活動等を行うことを希望する被災農家等が出てきており、今後増加する可能性があることから、的確な支援が必要である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						本事業は、被災農家等が他の地域への移転を希望する場合、受入れ可能な農山漁村地域への円滑な移転を進めることにより、被災農家の生活再建と併せて、過疎化・高齢化による担い手の減少等により集落機能の低下等が懸念される農山漁村地域の活性化にも資するものであり、類似事業は見あたらず、高い効果が期待できる。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						被災農家等が地元で営農等を再開するためには、復旧等の対策に多くの費用・期間が必要となるが、被災農家等が移転を希望すれば、本事業により既存の農地等が活用されること等を通じ、短い期間で効率的に早期営農再開が図られる。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						本事業は、国が直接、事業実施主体(民間団体等)に補助を行い、事業実施主体は被災及び受入自治体等と調整・連携して事業を実施することとしており、明確な役割分担の下に実施するものである。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						本事業は、東日本大震災の被災者の就労支援、雇用創出を促進するため、各省庁を横断して総合的な対策を実施する「日本はひとつ仕事プロジェクト」の一環として実施するものであり、被災地以外におけるマッチング機能の強化を図るための施策として、他の事業と連携して実施するものである。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						公募方式による事業実施主体の選定に当たっては、効率的な事業計画を有する実施主体を重視するなど、事業の迅速な着手・執行を図る。また、事業実施期間中は定期的に実施状況報告を求める等の適切な手続を定め、執行の透明性、進行管理の確保が図られる仕組みとすることとしている。					